

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第6号 三条市地域計画（案）に係る意見について

- 報告事項
- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
  - 報第2号 農政対策部会の結果報告について
  - 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
  - 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
  - 報第5号 作付変更届について
  - 報第6号 農地法第3条の3の届出について
  - 報第7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 18名

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 坂井浩行委員   | 2番 早川直子委員  |
| 3番 山屋和徳委員   | 4番 栞原一郎委員  |
| 5番 小池秀一委員   | 6番 志田洋一委員  |
| 8番 瀬高栄津子委員  | 9番 山倉広委員   |
| 10番 佐藤直人委員  | 11番 小師栄一委員 |
| 12番 飛岡雅史委員  | 13番 井上利弥委員 |
| 14番 五十嵐弘作委員 | 15番 吉田昇委員  |
| 16番 鈴木範男委員  | 17番 熊倉睦委員  |
| 18番 田邊健一委員  | 19番 淡路五樹委員 |

## 農業委員欠席委員 1名

- 7番 笹岡大介委員

## 推進委員出席委員 17名

- 青木誠一委員 岡崎耕一郎委員

川 上 利 男 委員	北 澤 正 之 委員
小 出 和 哉 委員	小 林 克 洋 委員
駒 形 徹 委員	佐々木 一 光 委員
中 澤 伸一郎 委員	新飯田 雅 樹 委員
平 松 広 之 委員	堀 江 義 栄 委員
丸 山 由 夫 委員	山 崎 哲 矢 委員
山 谷 秀 昭 委員	若 林 昌 広 委員
渡 辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 1名

高 山 弘 則 委員

説明のため出席した職員

農林課農政係長	佐 藤 一 誠
農林課農政係主事	中 條 寛 子

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	山 村 吉 治
経 営 基 盤 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（栗原会長）

これより総会を開会いたします。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、在任委員18名、出席17名、欠席1名で、過半数以上ですので、会議規則第10条第1項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則第17条第3項の規定に基づき、議長から委員2名を指名します。

2番、早川直子委員、17番、熊倉睦委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第1号及び議第2号に該当する方が、また議第6号は全委員が該当いたします。会議規則第14条第1項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号から議第6号及び報第1号から報第7号までの以上13件を一括上程いたします。

最初に、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

この際、議長から申し上げます。議第1号につきましては、先月と同様に申請件数が多く、会議時間も限られ、円滑に議事を進行するため、三条市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、議長が議事を整理し、番号ごとの個別の説明を省略したいと考えております。

お諮りします、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、議事整理のため、番号ごとの個別の説明を省略することに決定いたしました。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

37ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定111件、再設定2件、合計113件、49万8,067.04平米です。

1ページを御覧ください。

1ページの937番から37ページの1047番までの以上111件は新規設定です。

また、1048番及び1049番は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

76ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、新規設定115件、再設定2件、合計117件、49万8,067.04平米です。

整理番号の元番は、農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

166ページを御覧ください。今月の申請は、新規設定258件、再設定5件、合計263件、265万1,786.57平米です。

77ページを御覧ください。

77ページ、1050番から163ページの1307番までの以上258件は、相対による新規設定です。

また、164ページの1308番から166ページの1312番までの以上5件は再設定です。

なお、利用権設定の契約内容は、記載のとおりです。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいたものです。

167ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買1件、1万1,548平米です。

なお、所有権移転の契約内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第1調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

最初に、第1調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、2月25日午前9時から厚生福祉会館2階第2集会室において、栞原会長同席の下、開催しました。

開会后、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審査を経て調査結果を取りまとめ、午前10時11分に閉会しました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。

今月申請の公社借入は、新規設定111件、再設定2件、合計113件、49万8,067.04平米、公社貸付は新規設定115件、再設定2件、合計117件、49万8,067.04平米です。

次に、相対の利用権設定は新規設定258件、再設定5件、合計263件、265万1,786.57平米です。

最後に、所有権移転は売買1件、1万1,548平米です。

今月の申請は、いずれも事務局から書類の審査結果などの詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとししました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(栗原会長)

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長(栗原会長)

次に、議第2号『農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(山村事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について』説明いたします。

最初に、促進計画とした理由について補足説明いたします。今月の申請は、利用権を移転する者と受ける者の移転のみで、所有者との解約手続が不要となり負担軽減が図られる促進計画で申請されたものです。

170ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、利用権の移転13件、3万8,420.31平米です。

168ページをお願いします。

- 1番は、鶴田地内の農地1筆、710平米。
  - 2番は、笹巻地内の農地1筆、1,302平米。
  - 3番は、大宮新田地内の農地1筆、2,023平米。
  - 4番は、東鱈田地内の農地1筆、2,998平米。
  - 5番は、笹岡地内の農地1筆、2,989平米。
  - 6番は、荒沢地内の農地1筆、1,397平米。
  - 7番は、白山新田地内の農地1筆、3,506平米。
  - 8番は、白山新田地内ほかの農地3筆、6,364平米。
  - 9番は、鶴田地内の農地1筆、327平米。
  - 10番は、鶴田地内の農地3筆、4,045平米。
- 170ページをお願いいたします。
- 11番は、鶴田地内の農地2筆、1,311平米。
  - 12番は、東鱈田地内の農地1筆、2,983平米。
  - 13番は、福島新田地内ほかの農地8筆、8,465.31平米。

以上13件は、利用権を移転するもので、令和7年3月28日に県公告を予定しています。

なお、利用権設定の契約内容は記載のとおりです。また、設定期間の終期は変わらず、前耕作者の残期間となります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果報告をお願いします。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第2号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、利用権の移転で13件、3万8,420.31平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとししました。

議第2号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

172ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買4件、4,566平米です。

171ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

53番は、大島地内の1筆、99平米を、当該農地の隣地を所有する譲受人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

54番は、千把野新田地内の農地3筆、1,086平米を、移住を希望する譲受人の要望で売買により当該農地に隣接する宅地等と一体で取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。また、経営面積がありませんので補足説明いたしますと、営農計画書の提出をいただいております、これまでも家庭菜園を10年以上経験しているとのこと。

55番は、泉新田地内の農地3筆、382平米を、経営規模の縮小を希望する譲渡人の要望で近くで耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

172ページをお願いします。

56番は、飯田地内の農地1筆、2,999平米を、相続したが県外に在住し耕作できないことから、譲渡人の要望で売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買4件、4,566平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

173ページ欄外を御覧ください。今月の申請は1件、248平米です。

11番は、福島新田地内の農地1筆、248平米を住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、場所につきましては、清掃センターの南西側450メートル付近で、住宅等の連たんする区域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

なお、議案様式の変更は、先月総会で説明したとおり、農業委員会サポートシステムの導入によるものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は1件、248平米です。

事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。また、3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとなりました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（栗原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栗原会長）

異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（栗原会長）

次に、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

175ページ欄外を御覧ください。今月の申請は3件、6,400平米です。

174ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

58番は、東新保地内の農地1筆、230平米を、使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、市営曲渕住宅の西側60メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸主と借主は義理の祖父と孫となります。

59番は、西大崎一丁目地内の農地6筆、4,123平米を売買により取得し、宅地分譲17区画、調整池1か所、ごみ置場1か所及び道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大崎学園の西側400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

60番は、新保地内の農地3筆、2,047平米を売買により取得し、令和6年1月31日付で転用許可を得た隣接の第1工区と一体で、宅地分譲8区画、調整池1か所及び道路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条高校の北西側130メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

3番、山屋和徳委員。

第1調査部会長（3番山屋和徳委員）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は3件、6,400平米です。

いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。59番以外については、3,000平米以下であることから新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものと、また59番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議へ諮問すべきものとなりました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、59番以外については原案のとおり許可す

ることに、また59番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（栗原会長）

それでは、異議ないものと認め、59番以外については原案のとおり許可することに決定いたしました。

また、59番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

以上で調査部会から事前に調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（栗原会長）

これよりしばらく休憩いたします。

(午前10時00分から午前10時10分まで休憩)

議長（栗原会長）

それでは、会議を再開いたします。

次に、議第6号『三条市地域計画（案）に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『三条市地域計画（案）に係る意見について』説明いたします。

説明の前に資料の訂正等をお願いいたします。正誤表をお配りしていますので、そちらを御覧ください。

1点目は全地域に係る案件でございます。目標地図（素案）の耕作者名が「■」で表記されている箇所がありますが、これは住民票が外字で登録されており、農業委員会サポートシステムでは対応、表示できないものでございます。必要な箇所が知りたいということでございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目は、栄地域の目標地図（素案）で、耕作者名に空欄があるページがあります。具体的には5ページの上から7行目が空欄となっておりますが、これは農業委員会サポートシステムに文字数制限があるため、団体名が長い場合に表示されないものですので御理解いただきたいと思います。

3点目は下田地域の目標地図（素案）で、2か所のページ錯誤がございましたので、記載のとおり訂正しておわびいたします。

なお、今後策定される地域計画の公告、公表の際には修正したもので対応してまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議第6号について説明いたします。後ほど農林課から詳細説明がありますので、私からは概略を説明いたします。

令和7年2月5日付で三条市長から意見を求められたもので、農業経営基盤強化促進

法第19条第6項の規定により、地域計画を定めるときは、あらかじめ農業委員会等の関係者の意見を聞かなければならないことから、当農業委員会の意見を取りまとめるものです。

なお、本地域計画（案）は、昨年11月に市内7会場で開催し、委員の皆様から参画いただいた協議の場において説明し、意見聴取を経て取りまとめたものとなります。また、2月20日に開催した農政対策部会において、農林課職員から前もって同様の説明を受けております。

今後のスケジュールですが、農業委員会等の関係者の意見聴取のほか、本地域計画（案）を公告し、2週間公衆の縦覧期間を設け意見聴取した上で、三条市長が地域計画を決定し、令和7年3月31日で公告を予定しています。

私からの説明は以上です。

議長（栞原会長）

続きまして、農林課、佐藤農政係長から説明願います。

農林課（佐藤農政係長）

農林課農政係長の佐藤と申します。細かい計画そのものの説明は、皆さんもうお目を通していただいていると思いますので、細かい内容の説明等は省かせていただきます。

農業委員会を含め、関係機関から本日を期限に意見聴取をさせていただき、3月上旬から2週間の縦覧に供し、3月31日に公告して策定というふうに進んでいきたいと思えます。一旦、3月31日で策定はさせていただきますが、7年度以降も順次バージョンアップして、よりよいものに変更を重ねていくという計画になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。目標地図の素案を御覧になって現況と違うと感じた方もおられるかと思えますが、地図は7月1日、耕作者は10月1日現在のものですので、御承知おき願ひたいと思えます。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきましては、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（栞原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしとすることに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

（午前10時20分から午前10時21分まで休憩）

議長（栞原会長）

会議を再開します。

次に、報告事項を行います。

報第1号から報第7号までの7件を一括議題とします。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長代理より報告願います。部会長代理は、井上会長代理の隣に着席願います。

6番、志田洋一委員。

農政対策部会長代理（6番志田洋一委員）

農政対策部会の結果について報告します。

当部会は、2月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員と栞原会長、井上会長代理出席の下、開催しました。

議題は、先月の総会で付託を受けました令和7年度農業委員会事業計画及び年間会議予定のほか、三条市地域計画（案）、農地移動適正化あっせん事業の取扱い（案）について協議いたしました。

初めに、農業委員会事業計画及び年間事業予定について、資料のとおり農政対策部会として案を取りまとめましたので、御確認ください。

御意見のある場合は、3月11日火曜日までに事務局へお聞かせください。この後、主な点について事務局から補足説明をしてもらいます。

次に、三条市地域計画（案）については、議第6号で審議いたしましたので、報告を省略いたします。

最後に、農地移動適正化あっせん事業の取扱い（案）について、所有権移転事例を基に対象事業と売買基準額を検討しましたが、結論が出なかったため、令和7年度も引き続き協議することといたしました。

農政対策部会からの報告は以上です。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

事務局から補足説明をお願いします。

事務局（山村事務局長）

報第2号『農政対策部会の結果報告について』補足説明いたします。

報第2号資料、農政対策部会結果報告を御覧ください。

最初に、令和7年度三条市農業委員会事業計画（案）です。毎年度策定しているものとなります。1ページを見ていただきたいと思います。「Ⅰ 基本方針」の変更点につきましては、文言を整理し、現在の状況に更新していますほか、3段落目に地域計画策定後の「協議の場」など実行する内容を記載しております。

「Ⅱ 事業計画」の「1 会議等」は、総会や調査部会等の開催について記載しており、令和6年度と変更はありません。

「2 地域計画」は新設となり、令和7年3月に策定される地域計画に基づき計画を実行するため、(1)から(3)の3点を記載しております。(1)は農区など地域への協

議の場の開催を促し、開催する場合は参画するというものです。(2)は、日頃から担当地区等の受け手や出し手の状況などの把握に努めていただきたいというものです。(3)は、(1)、(2)や農振農用地の除外編入など必要に応じて目標地図を変更、更新するものです。更新は、市農林課が行うことになります。

「3 研修会・講演会の開催」につきましても令和6年度同様となっておりますけれども、南蒲原農業委員会協議会との共催等を予定しております。

2ページをお願いします。

「4 視察研修の開催」につきましては、農業委員及び推進委員研修を令和6年度と同様に1泊2日で1回、具体的には7月8日、9日で福島方面での開催を計画しています。1日研修は11月総会後の午後に県内での開催を予定しております。

「5 農地制度に基づく権利移動及び転用の規制、貸借の調整等の推進」については、「(2) 地域計画に基づく調整」の項目を加えました。

「6 農政対策の推進」から「9 全国農業新聞等の普及拡大」につきましては、令和6年度から内容の変更はございません。

3ページを御覧ください。

令和7年度総会・調査部会等日程一覧(案)についてです。例年のとおり議案の申請締切日は毎月10日、調査部会は毎月25日、総会は毎月月末を基本として開催し、1年間の日程を記載させていただいております。

4ページを御覧ください。

令和7年度三条市農業委員会年間会議予定(案)についてです。会議日時を詳細に記載したものととなります。期日が未定のものもございませけれども、日程が決まり次第、総会時に報告させていただきます。

説明は以上です。

議長(栞原会長)

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

部会長代理は、自席へお戻りください。

議長(栞原会長)

次に、報第3号から報第7号までの5件について、事務局、報告願います。

事務局(山村事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(栞原会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（栞原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、9番、山倉広委員。

第2調査部会長（9番山倉 広委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月25日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

議長（栞原会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 栞原 一郎

---

議事録署名委員（ 2 番） 早川 直子

---

議事録署名委員（17番） 熊倉 睦

---